

長い夏も終わり、すっかり秋めいてきました。街路樹も少しずつ色づき始め、行楽にもピッタリの季節です。インフルエンザが早くも流行の兆しを見せていますが、体調管理に気をつけて、それぞれの秋を楽しみましょう。



## ■ 検討委員会活動報告（国民生活センターADRの活用）

国民生活センターは、国民生活の安定及び向上に寄与するため、国民生活に関する情報の提供及び調査研究を行うとともに、「消費者基本法」に基づき、国や全国の消費生活センター等と連携して、消費者問題における中核的機関としての役割を果たしている機関です。同センターは、消費生活に関する情報を全国の消費生活センター等から収集し、消費者被害の未然防止・拡大防止に役立っています。また、各地の消費生活センター等が行う相談業務を支援するとともに、裁判外紛争解決手続（ADR）を実施しています。

このADRの手続きでは、重要消費者紛争（消費者と事業者との間で起こる紛争のうち、その解決が全国的に重要であるもの）について、和解の仲介や仲裁が行われています。各地の消費生活センター等や国民生活センターへ寄せられた相談のうち、助言やあっせん等の相談処理による解決が見込めなかった時などに、申請することができるとされていますが、消費者個人の被害についての仲介等だけではなく、適格消費者団体が事業者に対し申入れや要請を行った事案についても対象となるということです。そこで、ネットとうほくでは、利用規約の改正を求める申入れをしたにもかかわらず、事業者から前向きな回答が得られなかった事案について、この手続きの活用により解決を目指すこととしました。

国民生活センターのADRは、個別紛争の解決手続きとしてはとても有効なものですが、適格消費者団体の申入れ等の解決にとっても有効な手段となることを期待しています。この手続きの進捗状況については、改めてニュース等で経過をお知らせします。

## ■ 講演会を開催しました

10月14日（土）10：30より、仙台弁護士会館4階ホールにおいて、山形大学理学部天羽優子准教授、京都女子大学小波秀雄名誉教授を講師に迎え、講演会「高額な治療器具販売をめぐる問題点を課題－催眠商法（SF商法）－」を開催しました。オンライン参加を含め31人が参加しました。

初めに、吉岡和弘理事長より「日常生活をしていく上で、あるべき科学・医学とそうでないものをどうやって見極めていくか、学ぶ機会が必要。」と、講演会のテーマを設定した経緯を含め挨拶がありました。

まず、天羽優子准教授より、「医療機器の認可とうたえる効果効能」と題してご講演いただきました。療機器とは、人または動物の疾病の診断、治療若しくは予防に使用されること、または身体の構造若しくは機能に影響を及ぼすことが目的とされている機械器具等で、政令で定められており、薬機法上3つに分類されています。病院で医師が使用する高度なもの（レーザーメス・内視鏡、MRIなど）から、一般家庭で使用するもの（血圧計、マッサージ器、絆創膏など）まで含まれており、膨大な数の医療機器が日本には存在します。



講師 天羽優子准教授



講師 小波秀雄名誉教授

本講演では、ある事業者のパンフレットを見ながら、家庭用電位治療器の表示について説明がありました。家庭用電位治療器は、管理医療機器に分類され、厚生労働省への届出が必要です。届出をしている効能効果以外のことを表示したり、説明したりすることは法律で認められていません。しかしながら、一部の事業者は、過剰なセールストークが常態化している可能性があり、販売会場では録音不可にして、実際に何を告げて勧誘しているのか、外部からはチェックできないようにしています。天羽准教授は、「このような勧誘文句のチェックを不可にしている業者は信用してはいけません。医薬品医療機器総合機構（PMDA）やホームヘルス機器協会のHPなどで、認められていない効能効果を謳っていないか調べてみるのもいいでしょう。」とおっしゃっていました。

続いて、小波秀雄名誉教授より、「ニセ科学と消費者問題」と題してご講演いただきました。意図的か善意かを問わず、一見科学的であるものの疑わしい理論・言説によって社会に影響を及ぼしている現在進行中の問題を、実例を挙げて説明をしていただきました。「一見科学風の理論・言説に触れた時、私たちの内にある社会階層への

バイアスを意識して欲しい。例えば、『専門家だから』『表彰されているから』と信じたり、無批判に真に受けたりしないように。」とのお話がありました。

その後行われた意見交換では、「科学的思考の衰退が原因ではないか。」「行政がストップをかける砦となる必要がある。」「勧誘は密室で行われているので、勧誘行為に対する差止請求はハードルが高い。」と言った意見や、「どういったものを催眠商法というのか、対処方法はあるのか。」と言った質問がありました。対処方法としては、勧誘方法と効能効果が違っていると、契約の取消しが出来るとのことでした。また、立証の問題はあるものの、いわゆるサクラの人も賠償責任に問われることもあるとのことでした。

最後に、一度はまった人を引き離すことは非常に難しく、周りの人がクールダウンさせてあげることが大事との呼びかけがありました。

## ■2023年度第3回消費者被害事例ラボ（消ラボ）を開催しました

9月14日（木）18:00から、仙台弁護士会館において、2023年度第3回消ラボを開催し、Zoomでの参加も含めて16名の参加がありました。今回は、「寄附不当勧誘防止法の被害救済効果と課題」というテーマで福島大学の中里真准教授が講義を行いました。

令和4年（2022年）12月10日に国会で成立した「法人等による寄附の不当な勧誘の防止等に関する法律」について、同法の概要、過去の消費者契約法の改正や成立の経緯、過去の宗教団体に関する裁判例の紹介、今後同法が果たす役割や課題などについての報告がありました。

この法律について、まず、適用範囲が宗教法人に限らず、法人や社団・財団に及ぶ点の確認がなされました。次に、勧誘時の配慮義務及び不当勧誘行為に関して消費者契約法4条3項に規定されているものと同様の内容が禁止されていることが確認されました。そして、同条に違反し、その者が困惑し、それによって寄附をした場合には、取り消すことができる旨の取消権が規定されたとのことでした。



講師 中里真准教授

また、同法の特徴的な規定として、扶養義務等に係る定期債権を保全するために債権者代位権の行使に関する特例が定められたことの紹介がありました。同規定は、マインドコントロール下にある者の取消権行使が困難であることを前提に、本人から扶養を受ける権利を有する者が、本人に代位して上述の取消権を主張することができるということです。

同法によって、取消権の範囲や期間の伸長により救済可能性が広がった点、今後さらなる改正の足掛かりになる可能性の指摘はありましたが、困惑行為があったことの立証の困難性や、債権者代位権を行使するのにも特例で定められた定期債権等に該当せねばならず、また、寄附者が無資力であることの要件が必要であると考えられていること等から、現実的な行使にはハードルが高いこと等の指摘がありました。

意見交換では、「寄附」という行為は法的にどのように解釈すればよいのか、といった点や、債権者代位権の根拠となる定期金債権の範囲が狭すぎて実際の被害回復にはつながらない可能性が高いのではないかと、といった議論がなされました。

次回、2023年11月13日（月）18:00から「メタバースに関する諸問題」と題して東京都立大学の小笠原奈菜教授が担当して開催します。

引き続き、Zoomでの参加も受け付けております。会員の皆さまは是非ご参加ください。

## ■「消費者トラブル 電話相談会」開催中

現在開催中の弁護士による「消費者トラブル電話相談会」も残すところあと2回となりました。これまで多くのご相談、消費者トラブルの情報提供が寄せられています。

ネットとうほく「消費者トラブル 電話相談会」は、東北地方在住の方であれば、どなたでもご利用できます。仙台弁護士会に所属している弁護士が、みなさまからのご相談をお受けします。ぜひこの機会にご利用ください。

今年度の受付は、11月10日（金）・12月1日（金）13:00～16:00です。  
下記の電話番号で受付けています。

専用電話：**022-341-2010**



## ■会員の皆さまへ「2024年版くらしの豆知識」をお届けします

国民生活センターより「2024年版くらしの豆知識」が発行されました。ネットとうほくでは、毎年、オリジナルデザインの「くらしの豆知識」を作成し、日頃から当団体を支えて下さっている会員の皆さまにお届けしています。あなたの身近な知識の源としてぜひお役立てください。



「おかしい」「騙されているのでは」と思ったら

一人で悩まず



消費者庁  
消費者ホットライン188  
イメージキャラクター  
イヤヤン

「消費者ホットライン」☎188（局番なし）にすぐ電話！

～お近くの消費生活相談窓口につながります～



## ■リレーエッセイ

今回のリレーエッセイは、個人正会員で10月講演会講師の小波秀雄さんです。

せつしやくわん とうろう  
切齒扼腕と蠅螂の斧

京都女子大学名誉教授 小波秀雄

福島での原発事故の後、放射線から身を守るといって非科学的な言説を振りまく個人や団体が出現しました。微生物や怪しげな物質で放射性物質を消滅できるといった、科学的にデタラメな主張をする人たちも現れました。「放射能がうつる」などという、科学以前に非人間的なデマが流布したことも思い出します。風評被害にしても、冷静な議論よりも感情的な声に人々が押されたことは痛恨の事態でした。

10年も経たずしてパンデミックが世界を覆いました。感染対策として派手に登場したのが、次亜塩素酸水を噴霧しようという「空間除菌」です。すでにWHOや米国のCDCは、薬剤の体内曝露は推奨しないとしたのに、日本では経産省傘下のNITEに検証させ、結論に数ヶ月を要したという始末。その一方で、空間除菌を推進する団体が政治家を担いで、ロビー活動を進めていたのです。そして経産省の発表は、海外の文書を引用して注意を喚起するという生煮えなものになりました。

そういった危ない動きのたびに、可能な限りの資料を調べ、科学者としての知識も活用して、批判を展開して来ました。テレビに出てツイッターのフォロワーが一気に1万人を超えたりと、若干目立っていたかもしれません。

するとあちこちから抗議が来るのです。微生物で放射性物質を分解することは不可能だとSNSやブログで書いたところ、「元弁護士」から訴訟の脅しが来ましたし、空間除菌について医師らと共同して警告を出したら、サングラス姿の写真を添付したメールで脅す人物まで登場しました。弁護士に交渉を任せたと諦めてしまったようですが。

さて、私は今も、NMRの原理で赤錆を除去すると称する浄水器の会社を批判する活動を行っています。物理的に話にならない原理ですし、提供された実物を分解して公開するなど頑張っているところです。会社はそれでも商売を続けていますが、批判に加わる人も増えてきていて、状況は少しずつ変わってきました。

わるいやつらの横行に切齒扼腕しつつも、蠅螂の斧を振り上げる日々です。



【発行元】 内閣総理大臣認定 適格消費者団体

認定NPO法人 消費者市民ネットとうほく 事務局

〒981-0933 仙台市青葉区柏木1-2-40 ブライトシティ柏木702

TEL 022-727-9123 FAX 022-739-7477

e メールアドレス shiminnet-tohoku@triton.ocn.ne.